

平成31年3月1日  
大阪税関業務部

中華人民共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税の課税期間の延長について  
(お知らせ)

スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産の電解二酸化マンガンについては、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成20年政令第196号、最終改正は平成26年政令第52号）」に基づき、平成20年9月1日から平成31年3月4日までを課税期間として不当廉売関税を課すこととなっていますが、今般、調査の結果、「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第32号）」により、中華人民共和国を原産地とする電解二酸化マンガンについては、引き続き不当廉売関税が課されることとなりましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 不当廉売関税の課税期間が延長される物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第2820.10号に掲げる電解二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）であって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするもの。

2. 不当廉売関税の税率

46.5%（ただし、貴州紅星發展大龍錳業有限責任公司（GUIZHOU REDSTAR DEVELOPING DALONG MANGANESE INDUSTRY CO., LTD.）により生産されたものにあっては、34.3%）

3. 不当廉売関税の課税期間

平成36年2月29日まで

なお、スペイン及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに対する不当廉売関税については、平成31年3月4日をもって不当廉売関税の課税期間が満了となります。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。